

日本丸メモリアルパーク緑地（行事等）利用取扱要綱

制 定 令和7年4月1日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、日本丸メモリアルパークにおける横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第4条第1項及び横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）第3条に規定する使用許可（以下単に「使用許可」という。）並びに条例第12条及び規則第9条に規定する行為許可（以下単に「行為許可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この要綱の対象となる施設は、次に掲げるものとする。

（1） 使用許可

条例別表第4第1号ウ(ア)に規定する緑地附帯駐車場

（2） 行為許可

条例別表第3日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設

第2章 使用可能日等

（使用可能日）

第3条 緑地（前条各号に規定する施設をいう。以下同じ。）の使用可能日は、次に掲げる日とする。ただし、公益財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）の主催事業又は施設整備等が行われる場合を除く。

（1） 帆船日本丸の営業日

（2） 横浜みなと博物館の営業日

（3） その他財団が使用可能と認めた日

（使用時間）

第4条 緑地の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、財団が、緑地の使用上特に支障がないと認めるときは、使用時間以外の時間を使用時間とすることができる。

2 前項の使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

第3章 許可申請

（申請書等）

第5条 使用許可又は行為許可（以下これらを総称して「使用許可等」という。）の手續に係る申請書及び財団が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1） 規則第3条第1項に規定する申請書及び財団が必要と認める書類

ア 緑地内行為（駐車）許可申請書

イ 車両進入経路等が分かる書類

ウ 車両の車種、色、プレートナンバーを記載した書類

エ その他財団が必要と認める書類

(2) 規則第9条第1項に規定する申請書及び財団が必要と認める書類

ア 緑地内行為（行事）許可申請書

イ 撮影を行う場合は緑地内行為（撮影）許可申請書

ウ 実施団体の概要が分かる規約及び構成員が分かる名簿等（申請者が法人・団体等の場合）

エ 緑地の使用に関する企画書及び収支予算書

(3) 国又は地方公共団体から名義使用の承諾を得て行う行事の場合は、それを証する書類

(4) 会場図（通行者、緊急車両の動線が入ったもの）

(5) 搬出入車両の経路等が分かる書類

(6) その他財団が必要と認める書類

（使用許可等申請手続）

第6条 使用許可等の申請の受付（以下「受付」という。）は、緑地を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の6か月前の応当する日（応当する日がない場合又は応当する日が第3条第1号及び第2号に定める使用可能日（以下「営業日」という。）でない場合には、その翌営業日。以下「応当日」という。）から1か月前の応当日までとする。ただし、財団がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 利用日が連続する場合は、最初の利用日の6か月前の応当日から受付を開始する。

3 前項の場合において、緑地を連続して利用できる期間は、原則として14日以内とする。ただし、財団が緑地の管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

4 受付時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

5 使用日の他に予備日を希望する場合、予備日は、使用日から翌月の応当日までとしなければならない。

（主として飲食物の提供をすることを目的とした利用に関する行為許可申請手続）

第7条 主として飲食物の提供をすることを目的とした利用に関する行為許可申請手続についての前条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「6か月前」とあるのは「2か月前」を原則とする。ただし財団がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

第4章 審査基準

（審査基準）

第8条 条例に定める許可に当たっては、次に掲げる事項を基準に個別の事案ごとに審査するものとする。

(1) 財団が使用許可を行うことができる場合は、次の各号に該当しないことを基準とする。

ア 緑地の設置の目的に反するとき。

イ 緑地の管理上支障があるとき。

ウ 内容が公序良俗に反するもの。

エ 宗教の布教目的のためであるもの

オ 長期にわたり使用するもの

カ 横浜市港湾施設条例及び関係法令に違反する場合

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び関係法令に抵触する場合

ク 特定の政党等を支援する活動目的での利用

ケ 設置物損壊する恐れのある利用

コ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。

サ 無断キャンセル及び他人へのなりすまし等の不正が発覚した場合

シ その他財団が必要と認めたとき。

- (2) 行為許可を行うことができる場合は、緑地の全部又は一部を一時的に独占して使用するときとし、同様に (1) の各号に該当しないことを基準とする。

第5章 使用料金

(使用料金)

第9条 使用料金は、別表のとおりとする。

(使用料金の支払方法等)

第10条 使用料金の支払は、現金又は財団が指定する預金口座への振込みの方法とする。

- 2 前項の使用料金の支払期限は、使用日の前日（使用日が連続する場合は、最初の使用日の前日）までとする。ただし、財団がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(使用料金の返還)

第11条 条例第24条第3項において準用する同条例第20条ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用を許可された者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない事由により利用することができない場合 全額又は利用できない施設に係る額
- (2) 使用日の2か月前の応当日の前日までに使用料金の返還の申請があった場合 使用料金の全額
- (3) 使用日の1か月前の応当日の前日までに使用料金の返還の申請があった場合 使用料金に100分の70を乗じて得た額
- (4) 使用日の16日前までに使用料金の返還の申請があった場合 利用料金に100分の40を乗じて得た額

(主として飲食物の提供をすることを目的とした利用に関する使用料金の返還)

第12条 主として飲食物の提供をすることを目的とした使用に関する使用料金の返還についての前条第2号から第4号までの規定の適用については、同条第2号中「2か月前の前日」とあるのは「1か月前の前日」と、同条第3号中「1か月前の前日」とあるのは「16日前」と、同条第4号中「16日前」とあるのは「8日前」とする。

第6章 使用許可等の取消し等

(使用許可等の取消し等)

第13条 財団は、次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、若しくはこれを変更し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第8条第1号アからオまで又は第2号アからオまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該許可の申請に不正があったとき。
- (3) 指定の期間内に使用料金を納付しないとき。
- (4) 条例又は条例の規定による命令に違反したとき。
- (5) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 前項の場合において、既納の使用料金は返還しない。

3 第1項の規定により財団が許可の変更をした場合において、既納の使用料金に不足が生じたときは、利用者は、その不足する額を財団が指定する方法により財団が別に定める期日までに支払わなければならない。

(利用の制限)

第14条 財団は、使用者（使用者とともに緑地を利用する者を含む。）が、次に掲げる行為をし、又はそのおそれがある場合は、当該緑地の管理上必要と認めた場合は、当該行為をしないよう命ずることができる。

- (1) 土地の掘削その他土地の形状を無断で変更する行為
- (2) 緑地を汚損し、若しくは破損し、又は無断で原状の変更をする行為
- (3) 土砂、木材等を無断で堆積し、又は放置する行為
- (4) 指定した場所以外に車両を乗り入れ、又は止め置く行為
- (5) 許可なく広告宣伝又は物品の販売その他これらに類する行為をする行為
- (6) 立入りが制限された施設又は区域に無断で立ち入る行為
- (7) 花火、たき火等の火気を無断で使用する行為
- (8) 著しい騒音、臭気を発生する行為
- (9) 緑地などにおいて、無断で喫煙する行為。ただし、大規模イベント等において喫煙所を設置する場合は、別途協議のうえ決定する
- (10) その他財団が緑地の管理上支障があると認める行為

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(日本丸メモリアルパーク緑地（行事）利用取扱要綱の廃止)

2 日本丸メモリアルパーク緑地（行事）利用取扱要綱（平成18年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の旧要綱による手続その他の行為については、なお従前の例による。